

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課(障害福祉課)
根拠法令等	

【改正の概要】

1 愛媛県子ども療育センターの設置及びそれに伴う愛媛整肢療護園の廃止

改正後			改正前		
名称	目的	位置	名称	目的	位置
愛媛県立子ども療育センター	心身に障害のある児童等に対し、保護、治療、日常生活の指導、独立自活に必要な訓練等を行うとともに、保護者に対する療育指導及び情報提供、各種の相談等を行う。	東温市	愛媛整肢療護園	上し、下し又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。	松山市

2 愛媛県健康増進センターの廃止及びそれに伴う愛媛県精神保健福祉センターの改称及び機能拡充

改正後			改正前		
愛媛県心と体の健康センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行うとともに、不妊及び難病に関する相談等を行う。	松山市	愛媛県精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行う。	松山市
			愛媛県健康増進センター	健康の増進に関する知識の普及、情報の収集及び提供、調査研究並びに相談を行うとともに、健康の増進に係る人材の養成等を行う。	松山市

3 愛媛県心身障害者歯科診療車の廃止

愛媛県心身障害者歯科診療車を公の施設としては、廃止（物品として愛媛県歯科医師会に貸与予定）

4 使用料条例の廃止

- (1) 愛媛整肢療護園使用料条例
- (2) 愛媛県健康増進センター使用料条例

5 職員の特殊勤務手当に関する条例及び愛媛県精神保健福祉センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部改正

愛媛県精神保健福祉センター 愛媛県心と体の健康センター

施行日	平成19年4月1日
-----	-----------